



# 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

この制度は、法的な義務や効力を生じさせるものではありませんが、全ての人たちが互いの人権や多様性を尊重し合いながら、誰もが人生のパートナーや家族と安心して暮らしていくことができるよう市が応援するものです。

## どのような制度？

### ■パートナーシップ宣誓制度

パートナー関係にあることを対外的に証明することができない二人が、互いを人生のパートナーとして、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを市に宣誓した場合、宣誓したことを市が証明します。

#### 【宣誓要件】

次の要件を全て満たしている場合に宣誓することができます。

- ①互いを人生のパートナーとし、日常生活に相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であること
- ②宣誓日において成年であること
- ③どちらか一人が大船渡市内に住所を有していること（3カ月以内の転入予定を含む）
- ④配偶者がいない、または宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップ関係にないこと
- ⑤互いが近親者に当たらないこと

### ■ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップを宣誓した二人に子や親がいる場合、家族として協力し合う関係であることも宣誓できます。

#### 【宣誓要件】

次の要件を満たしている場合に、パートナーシップの宣誓とともに宣誓することができます。

- ①パートナーシップを宣誓する互いの子や親であること（養子・養親を含む）
- ②宣誓する15歳以上の子または親について、本人の同意があること
- ③宣誓する15歳未満の子がパートナーシップ宣誓をするどちらか一人と生計が同一であること

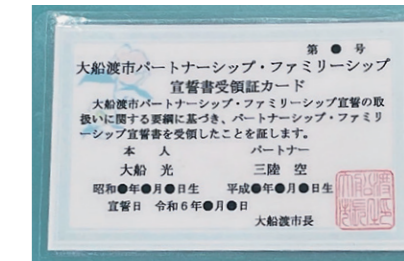
### ■証明について

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓した二人に市から「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」（A4判の証明書）と「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

### 宣誓した後に利用できるサービス

- ☑大船渡市で利用できる行政サービス  
市営住宅への入居、住民票の続柄変更、国保診療所での病状説明など
- ☑岩手県が提供する行政サービス  
県営住宅への入居、県立病院での面会、病状説明など
- ☑民間企業などが独自に提供しているサービス  
携帯電話会社の家族割適用、生命保険の死亡受取人の指定など

▼宣誓書受領証カード（見本）



### 事業者などの皆さんへ

宣誓書受領証カードなどの提示を受けた際は、制度の趣旨をふまえ、パートナーや家族としてサービスなどの提供をお願いします。また、宣誓者情報の取り扱いについては、プライバシー保護にご注意ください。

制度の詳細や宣誓手続き方法についてはこちら⇒



## お知らせ

### マイナンバーカード 休日受付のお知らせ



市ホームページ

▼日時  
6月9日(日)  
午前9時～正午

▼受付内容  
マイナンバーカードの交付、申請、暗証番号再設定、電子証明書の発行

▼問い合わせ先  
市民環境課 市民登録係（☎内線123）

### 大船渡市空家等対策協議会 委員を募集します

市は、空家等対策協議会において広く意見を聞くため、委員を募集します。

▼応募資格  
次の要件を全て満たす人

①市内在住または在勤の18歳以上（令和6年4月1日現在）で、空家等対策に関心がある

②市で設置する他の審議会などの委員や、国・地方公共団体の議員、常勤の公務員でない

▼募集人数  
11人

▼任期  
令和6年8月1日～令和8年7月31日

▼活動内容  
会議への出席（年間2回程度、平日開催予定）

▼報酬  
市の規定により謝金と旅費を支払います。

▼応募方法  
応募用紙に必要事項を記入し、①郵送、②ファクス、③Eメール、④住宅管理課に持参のいずれかで提出ください。

※応募用紙は、市役所本庁住宅管理課、三陸支所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▼応募締切日  
6月28日(金)

▼申込先・問い合わせ先  
住宅管理課空家等対策係（☎内線324、326 FAX 27・80079）

【Eメール】ofu\_ju-ko@city.ofunato.iwate.jp

### 森林の伐採、開発には 手続きが必要です！

森林を伐採、開発する際は、事前に届け出や許可申請の各種手続きが必要です。

計画がある場合は、次の窓口にお問い合わせください。

#### ▼問い合わせ先

●保安林以外の森林での立木の伐採：農林課林業係（☎内線330）

●保安林での立木の伐採や土地の形質の変更：大船渡農林振興センター（☎27・9914）

### 第一種銃猟免許の取得を 支援します

▼補助対象  
次の要件を全て満たす人

- おおむね過去3年以内に第一種銃猟免許を取得し、大船渡猟友会に入会した人
- 取得した銃猟免許により、将来にわたり市の有害鳥獣対策事業に従事する意思がある人
- 市内在住で、市税を滞納していない人

#### ▼補助内容

●新規に第一種銃猟免許を取得する経費は、対象の2分の1以内の額（上限5万円）

●猟具を取得するために必要な経費は、対象の2分の1以内の額（上限5万円）

#### ▼問い合わせ先

農林課林業係（☎内線330）



4月22日発行の広報おふなと（No.1262）13ページの掲載内容に誤りがあったため、訂正し再掲します

## 令和6年度検診(健診)のお知らせ

検診(健診)名	対象者	実施時期	自己負担額
歯周病検診	20・30・40・50・60歳の人	6月～10月	無料
後期高齢者歯科健診	76歳の人	6月～10月	無料
胃がん検診	40歳以上の人	7月・9月	1,500円
①基本健診	35～39歳の人、生活保護受給者	10月～12月 ※同日実施	1,500円
②特定健診	40～74歳の大船渡市国保加入者		1,500円
③後期高齢者健診	後期高齢者医療制度加入者		1,500円
前立腺がん検診	①～③の健診を受ける50歳以上の男性		1,000円
肝炎ウイルス検査	40歳以上で一度も検査を受けたことがない人		無料
肺がん検診(結核健康診断)	40歳以上の人	1月～2月 ※同日実施	500円～1,500円
大腸がん検診	40歳以上の人		500円
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性		1,500円～2,000円
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性		1,500円

※対象者の年齢は、年度末年齢(令和7年4月1日までに到達する年齢)です。  
※自己負担額が免除となる人については、受診通知書などで確認してください。

▶問い合わせ先 = 健康推進課成人保健係（☎27・1581）

詳しい内容は市ホームページをご覧ください。⇒

